明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務二七）　一
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務九九）　四
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同一〇〇）　四
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同一〇一）　四
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同一〇二）　四
○小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一〇三）　四
○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同一〇四）　五
○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同一〇五）　五
○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同一〇六）　五
○電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同一〇七）　五
○電波法施行規則第六条第四項第四号(3)の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件（同一〇八）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他　五
会社決算公告　一〇六

省令

○総務省令第二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十一日

総務大臣　石田　真敏